

---

## 労働総研ワオータリーNo.23（96年夏季号）

雇用・立地同盟合意の履行、あるいは実現に取り組んでいる。労働組合は雇用保障を第一に、財界は産業連盟構想（第1章の④）を中心とした競争力・コストダウン強化を、それぞれ掲げている。政府は投資・雇用行動計画（第1章の⑥）に山盛り・目白押しの諸課題（たとえば30件の社会保障関係削減、「500億マルクの歳入不足を補うための公務員人件費13%削減」）を背負いこみ、その第1弾として財政節減計画を打ち出した。

レックスロート経済相は「何千もの雇用同盟を」と発言し、全体を「雇用同盟」に包摂していく意向を示した。こうして、「雇用同盟」をめぐる流れは——利害の対立、産業界内の意見の相違、労働組合運動内の批判的潮流の活動などをはらんだまま——依然とて続いている。こうしたなかで、印刷産業の交渉では、織維産業労働協約が「他の部門の模範」として、また、

見習うべき圧力手段として使用者側によって利用された。

織維産業や化学産業の労働協約といった「先行例」によって、すでに、「雇用同盟」の限界と行方が示唆されているようにも見える。しかし、全体的経過のなかで、とくに注目し、その行方を追わなければならないのが、IGメタルは、今年は労働協約交渉の予定をもたないが、そのIGメタルが提案した雇用同盟提案が主軸になっているという問題である。IGメタルはドイツではもちろん、発達した資本主義国で最大の単産である。

そうした位置からみて、97年に控えたIGメタルの労働協約交渉の結果が、急激な「変化」と「雇用同盟」の意味、さらには、その政治的・歴史的意義について、一定の結論をもたらすことになるであろう。

(会員・欧日問題研究者)

# 全労連の「解雇を規制する法律制定」運動

佐原 忠連

全労連は、96国民春闘時に「解雇規制立法要求大綱（案）」を発表し、解雇を規制する法律の制定を求めて運動を進めている。その取り組みの一つとして「解雇を規制する法律の制定を要求する請願署名」（個人と団体署名）運動を推進している。また、全労連は、96年3月19日、労働大臣にこの「大綱（案）」に基づいて解雇規制法を制定するよう要求書を提出した。

そこで、全労連運動の重点的な課題の一つで

ある「解雇を規制する法律制定」運動を成功させるために、これまで行ってきたリストラ「合理化」反対、解雇規制・雇用・失業対策の改善を求める運動にも触れながら、この運動の意義など幾つかの点について述べたいと思う。

## 危機的な失業・雇用情勢

最近の失業・雇用情勢は戦後最悪の事態に直面している。一昨年度、大企業がリストラ「合

## 国際・国内動向

「合理化」の名によって削減した労働者は30万人、中小企業を含めると60万人に及び、また、「就職氷河期」といわれるもとで、高校や大学を卒業しても就職できない「就職浪人」は増加し社会問題化している。

日本の失業統計は失業者数・率を極端に少なく見せるという国際的にみて特異な概念を使用しているが、それでも95年の平均完全失業率は3.2%、完全失業者は210万人と言うように調査開始以来、最悪を記録している。

こうした危機的な失業・雇用情勢が生まれた原因は、大企業が円高になれば労働者の首切り「合理化」を強行し、国際的にみても異常な輸出競争力で再び円高をつくりだすという「悪魔のサイクル」をとめどもなく加速化し、生産拠点の海外移転による産業「空洞化」などによって日本経済を破局に追込みながら、国民の犠牲のうえで大もうけをつづけていることにある。

さらに、自・社・さきがけの連立内閣は新進党とも一体となって、この国民・労働者犠牲の大企業を全面的バックアップする政策を推進している。

このような大企業の横暴と大企業奉仕の政治を変えることが、どうしても必要である。

### 全国統一行動の柱として 雇用確保・解雇規制の運動

全労連は、職場・地域から首切り・人べらし「合理化」攻撃と直接的に対決し、「事前協議・同意協定」の締結、「労働条件・権利チェックリスト」にもとづく点検運動など不当労働行為と「一人の首切りも許さない」運動を重視してきた。また、地域を守る運動とも結合しつつ大企業の「社会的責任」の追及を前面に、生産拠点の移転や縮小による労働者・下請けいじめを許さない地域からの労働者・労働組合、業者団体

などとの連帯・共同した運動をすすめてきた。

全労連は、こうした運動とともに今日のリストラ「合理化」攻撃が全産業的、国家的規模で推進されているもとで全国的な統一闘争として雇用確保・解雇規制の運動を強化してきた。その軸として政府にたいして「解雇を規制し、雇用・失業対策の改善を求める署名」運動にとりくんできた。

署名の柱は①臨時・パートを含むすべての労働者への退職強要や解雇をやめさせること。解雇を法的に規制すること、②労働時間短縮で雇用を拡大すること。国や自治体の責任による雇用の創出と失業保障の充実をはかること、③大企業などの工場・事業所の一方的な縮小や閉鎖を規制すること、④阪神大震災により深刻な打撃を受けている地域経済復興のため、住民参加と地震に強いまちづくりを基本に、すべての被災者の生活保障のための「失業手当」の新設や被災中小企業への助成・融資などの拡大と緊急就業事業などで雇用創出をはかること、というものであった。

この署名は、第1項目の後半にあるように「解雇を法的に規制すること」を求めるとともに、4項目全体をみても明らかに解雇規制を中心として行政指導に力点を置いて規制を求めるという位置づけをもったものであった（この署名数は今年の4月時点の集計で約32万人となっている）。

### 5項目の「解雇規制大綱（案）」

同時に、最近の失業・雇用助成の深刻な事態、これを打開するための運動の到達点は「解雇を規制する法案」の提起を強く求めていた。

全労連は昨年の定期大会で「解雇規制の行政指導だけでなく、すでに判例でも確定している整理解雇の4要件などを含む、解雇を規制する

## 労働総研ウォータリーNo23（96年夏季号）

法案を提案して、この運動を強化すべきである」と決定した。この定期大会の方針にもとづいて具体化したのが「解雇規制立法要求大綱（案）」である。

「大綱（案）」は5つの柱からできている。

①正当な理由のない企業の身勝手な解雇は禁止する。

経営者による解雇権の濫用は厳しく禁止し正当な理由のない解雇は無効である。ILO156号条約や158号条約に違反する解雇が無効であることは当然である。資本関係や取引関係などで支配的立場にある「親企業」の取引停止などを原因とする下請け・中小企業の倒産などにもとづく解雇問題に「親企業」が責任を負うことはいうまでもない。

②パート労働者、派遣労働者にも適用される。

圧倒的に女性の比重が高いパート労働者・派遣労働者を含む、すべての労働者に適用される。

③退職強要は禁止。出向・配置転換は本人の同意、労使交渉を前提におこなう。

事実上の退職強要にあたる「希望退職」強要是禁止し、また、事実上の解雇につながる強制的な出向・配置転換は本人同意と労使交渉が前提でなければならない。

④判例でも確立している経営上の理由による「解雇規制4要件」を法文化する。

⑤解雇予告期間を延長し、解雇予告手当を大幅に増額する。

現行労働基準法は、1カ月前の解雇予告と解雇予告手当を支払えば、自由に解雇できるかのように悪用されている。これを、勤続年数に応じて、解雇予告期間を延長し、解雇予告手当も大幅に増額する。

### 憲法とILO条約からも当然の要求

このような内容をもった「大綱（案）」は憲法

の正当性と国際的世論の支持を受ける根拠をもっている。

①憲法は、第25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と国民の生存権を保障している。また、第27条で「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。賃金、就業時間、休息その他の労働条件に関する基準は、法律でこれを定める」と、国の労働権保障義務と国民が労働条件の保護を受ける権利を保障している。

「解雇規制立法」はこのような規定を含む憲法を根拠にして制定される法律である。労働基準法にも「解雇制限」（第19条）や「解雇の予告」（第20条）などが規定され、また、「雇用均等法」の第11条でも女性を理由として差別的解雇を禁止している。しかし、今日の深刻な社会問題となっている解雇問題を解決する上で、これではきわめて不十分であり、憲法の原理に則って「解雇規制立法」を制定することが緊急に必要である。また、ILO156号条約（いわゆる均等待遇条約）の「家族的責任のみをもって雇用の終了の妥当な理由としてならない」（第8条）ことはいうまでもない。

②大企業が利潤追求のため労働者の首を身勝手に切る「自由」など、発達した資本主義諸国で日本以外には考えられない。解雇を規制・制限する法律はドイツやフランスなど少なくない国で制定されている。こうした国際的動向を反映して、ILOは、「使用者の発意による雇用の終了に関する勧告」（第119号勧告）を1963年に決定し、82年、第158号条約として確定した。

EU（ヨーロッパ連合）は、94年にEU域内で1000人以上を雇用し、かつ2加盟国以上でそれぞれ150名以上を雇用する企業と企業グループにたいして、「再配置や事業所等の閉鎖、大量解雇等」「従業員の利益や企業全体に重大な影響を

## 国際・国内動向

およぼす可能性のある問題についての協議をおこなう協議会の設置」を義務づけている。このように「解雇規制」立法によって、企業の身勝手な解雇を規制し、労働者の開発とはたらく権利を守るという流れが国際的に主流となっている。

### 労働者・国民の共通の要求

全労連は、「解雇規制立法」実現のために、各政党への要請行動、国会議員への要請行動、個人署名と団体署名の推進、国会請願行動、自治体から「解雇規制立法制定」決議・意見書を上げさせるとりくみ、学習活動などを強化する。

最近の失業・雇用情勢は戦後最悪の事態に直面し労働者の生活が根底から破壊されるとともに、このことが日本経済が不況から脱出できない重要な要因となっているもとで「解雇規制立法」の制定は労働者・国民の共通の要求となっている。また、潮流の違いをこえて労働者・労働組合の共通の要求となっている。

全労連はこの条件を生かして、生活権、基本的人権を守るために連合を含むすべての労働組合、広範な国民各界層との共闘を重視して大きな共同の運動を旺盛に展開する考えである。

(全労連事務局次長)

## 自治体研究社

〒162 新宿区矢来町123

☎ 03-3235-5941  
FAX 3235-5933

山崎丈夫著 四六判 1800円(税込)  
災害時に地域組織が果たした役割や地方分権論の動向を見ると、あらためて地域住民組織のあり方が問われている。

# 9 地域自治の住民組織論

**10 現代自治選書 ごみ問題の政策争点**  
田口正己著 四六判 定価2500円(税込)  
「指定袋」の導入や「有料化」でごみ問題の何が解決するのか、ドイツ・フランスの廃棄物処理制度から学ぶべきことは何か、「容器包装リサイクル法」の課題は何かなど、議論となつている現代のごみ問題を検証する。

### 主な内容

- ・「有料化」の政策争点と自治体の動向
- ・ドイツの選択と日本の選択
- ・「容器包装リサイクル法」の課題と評価
- ・循環型リサイクル社会への展望

